# 令和６年（２０２４年）

# 旭　川　市　議　会　議　案

# 第　４　回　定　例　会

令　和　６　年　１　２　月　５　日　開　会

令　和　６　年　　月　　日　閉　会

６・４定　　議案第　１　号

令和６年度旭川市一般会計補正予算について

令和６年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和６年１２月５日提出

旭川市長　今　津　寛　介

---

６・４定　　議案第　２　号

令和６年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について

令和６年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和６年１２月５日提出

旭川市長　今　津　寛　介

６・４定　　議案第　３　号

令和６年度旭川市動物園事業特別会計補正予算について

令和６年度旭川市動物園事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和６年１２月５日提出

旭川市長　今　津　寛　介

---

６・４定　　議案第　４　号

令和６年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について

令和６年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和６年１２月５日提出

旭川市長　今　津　寛　介

６・４定　　議案第　５　号

令和６年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

令和６年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和６年１２月５日提出

旭川市長　今　津　寛　介

---

６・４定　　議案第　６　号

令和６年度旭川市病院事業会計補正予算について

令和６年度旭川市病院事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和６年１２月５日提出

旭川市長　今　津　寛　介

６・４定　　議案第　７　号

旭川市保護施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和６年１２月５日提出

旭川市長　今　津　寛　介

旭川市保護施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成２５年旭川市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第２２条に次の１項を加える。

６　救護施設は，入所者の自立支援を行うため，入所者の意向を踏まえ，各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第２７条第１項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め，同条第２項中「第２項」を「第２項及び第６項」に改める。

第２８条第１項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

（説　明）

救護施設，更生施設，授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，旭川市保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

６・４定　　議案第　８　号

旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和６年１２月５日提出

旭川市長　今　津　寛　介

旭川市手数料条例の一部を改正する条例

旭川市手数料条例（平成１２年旭川市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

| | |
|---|---|
| 床面積の合計が30平方メートル以内のもの | １件につき　8,230円 |
| 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの | １件につき　14,000円 |
| 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの | １件につき　21,800円 |
| 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの | １件につき　34,000円 |
| 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | １件につき　45,600円 |
| 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | １件につき　60,400円 |
| 床面積の合計が | １件につき　171,000円 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | |
| | | 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの | １件につき　274,000円 |
| | | 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの | １件につき　501,000円 |
| | | | 一の建築設備（昇降機にあっては，１基）につき　10,800円 |
| | | | 一の建築設備（昇降機にあっては，１基）につき　7,070円 |
| | | | 一の工作物につき　10,800円 |
| | | | 一の工作物につき　7,070円 |
| 建築基準法第７条第１項又は第１８条第１６項の規定に基づく建築物の完了検査申請等手数料 | （摘要）<br>１　床面積の合計は，建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し，建築物を移転し，又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転，修繕又は模様替に係る部分の床面積の２分の１について算定する。<br>２　建築基準法第７条第１項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第１８条第１６項の規定に基づく通知に係るものに同法第８７条の４の昇降機に係る部分が含まれる場合においては，建築物の完了検査申請等手数料のほか，当該昇降機１基につき次項に定める建築基準法第８７条の４において | 床面積の合計が30平方メートル以内のもの | １件につき　10,900円（建築基準法第７条の３第５項又は第１８条第２１項の中間検査合格証（以下「中間検査合格証」という。）の交付を受けた場合にあっては，10,000円） |
| | | 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの | １件につき　14,900円（中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては，13,800円） |
| | | 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの | １件につき　18,700円（中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては，16,700円） |
| | | 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの | １件につき　24,800円（中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては，22,700円） |
| | | 床面積の合計が500 | １件につき　39,500円 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 準用する同法第７条第１項又は第１８条第１６項の規定に基づく建築設備の完了検査申請等手数料を加えるものとする。 | 平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | （中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては，36,400円） |
| | | 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | １件につき　54,300円（中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては，50,300円） |
| | | 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | １件につき　119,000円（中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては，107,000円） |
| | | 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの | １件につき　206,000円（中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては，196,000円） |
| | | 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの | １件につき　377,000円（中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては，363,000円） |
| 建築基準法第８７条の４において準用する同法第７条第１項又は第１８条第１６項の規定に基づく建築設備の完了検査申請等手数料 | | | 一の建築設備（昇降機にあっては，１基）につき　14,000円 |
| 建築基準法第８８条第１項又は第２項において準用する同法第７条第１項又は第１８条第１６項の規定に基づく工作物の完了検査申請等手数料 | | | 一の工作物につき　10,000円 |

」を

「

| | |
|---|---|
| １　２に掲げる場合以外の場合　次に掲げる床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める金額 | |
| 床面積の合計が30平方メートル以内のもの | １件につき　15,400円（建築物が建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第１０条第１号，第３号又は第４号に掲げる建築物である場合（以下この項において「確認の特例の場合」という。）にあっては，13,600円） |
| 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの | １件につき　23,800円（確認の特例の場合にあっては，19,500円） |
| 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの | １件につき　37,500円（確認の特例の場合にあっては，30,700円） |

| | |
|---|---|
| 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの | １件につき　50,900円 |
| 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの | １件につき　66,400円 |
| 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | １件につき　80,700円 |
| 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | １件につき　103,000円 |
| 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | １件につき　256,000円 |
| 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの | １件につき　402,000円 |
| 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの | １件につき　747,000円 |
| ２　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成２８年国土交通省令第５号）第２条第１項第１号に規定する基準に適合する住宅の確認を申請し，又は計画を通知する場合（以下「仕様基準の場合」という。）　次に掲げる場合の区分に応じ，それぞれ次に定める金額に１に定める金額を合計した金額 | |
| ⑴　一戸建ての住宅又は共同住宅等（共同住宅，長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）の用途に供する一の建築物（住宅の戸数が１戸のものに限る。）の場合<br>１件につき　13,400円 | |
| ⑵　共同住宅等の用途に供する一の建築物（住宅の戸数が１戸のものを除く。）の場合　次に掲げる共同住宅等の用途に供する一の建築物の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める金額 | |
| 床面積の合計が300平方メートル以内の | １件につき　24,100円 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | もの | |
| | | 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | １件につき　　38,100円 |
| | | 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | １件につき　　60,200円 |
| | | 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの | １件につき　　78,700円 |
| | | | 一の建築設備（昇降機にあっては，１基）につき　17,700円 |
| | | | 一の建築設備（昇降機にあっては，１基）につき　10,900円 |
| | | | 一の工作物につき　16,400円 |
| | | | 一の工作物につき　10,200円 |
| 建築基準法第７条第１項又は第１８条第２０項の規定に基づく建築物の完了検査申請等手数料 | （摘要）<br>１　右欄の１の床面積の合計は，建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し，建築物を移転し，又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転，修繕又は模様替に係る部分の床面積の２分の１について算定する。<br>２　右欄の２の床面積の合計は，エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除いた部分の床面積について算定する。<br>３　建築基準法第７条第１項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第１８ | １　２に掲げる場合以外の場合　次に掲げる床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める金額 | |
| | | 床面積の合計が30平方メートル以内のもの | 建築基準法施行令第１０条第１号，第３号又は第４号に掲げる建築物（以下この項において「検査の特例の建築物」という。）以外の建築物<br>１件につき　　15,900円<br>（建築基準法第７条の３第５項又は第１８条第３０項の中間検査合格証（以下「中間検査合格証」という。）の交付を受けた場合にあっては，14,700円） |
| | | | 検査の特例の建築物<br>１件につき　　13,800円<br>（中間検査合格証の交付を受けた場合にあって |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 条第２０項の規定に基づく通知に係るものに同法第８７条の４の昇降機に係る部分が含まれる場合においては，建築物の完了検査申請等手数料のほか，当該昇降機１基につき次項に定める建築基準法第８７条の４において準用する同法第７条第１項又は第１８条第２０項の規定に基づく建築設備の完了検査申請等手数料を加えるものとする。 | | は，12,800円） |
| | | 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの | 検査の特例の建築物以外の建築物<br>１件につき　　19,300円<br>（中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては，18,100円） |
| | | | 検査の特例の建築物<br>１件につき　　16,300円<br>（中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては，15,300円） |
| | | 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの | 検査の特例の建築物以外の建築物<br>１件につき　　26,200円<br>（中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては，22,100円） |
| | | | 検査の特例の建築物<br>１件につき　　21,900円<br>（中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては，19,100円） |
| | | 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの | １件につき　　34,300円<br>（中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては，29,900円） |
| | | 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの | １件につき　　38,900円<br>（中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては，34,300円） |
| | | 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | １件につき　　54,200円<br>（中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては，50,700円） |
| | | 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | １件につき　　72,200円<br>（中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては，64,400円） |
| | | 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | １件につき　151,000円<br>（中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては，125,000円） |
| | | 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの | １件につき　237,000円<br>（中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては，224,000円） |
| | | 床面積の合計が | １件につき　420,000円 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 50,000平方メートルを超えるもの | （中間検査合格証の交付を受けた場合にあっては，397,000円） |
| | | ２　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号）第１１条第１項に規定する要確認特定建築行為又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第２条第１項に規定する特定建築行為の完了検査を申請し，又は完了した旨を通知する場合　次に掲げる床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める金額に１に定める金額を合計した金額 | |
| | | 床面積の合計が300平方メートル以内のもの | 工場，危険物の貯蔵又は処理に供するもの，水産物の増殖場又は養殖場，倉庫，卸売市場，火葬場，と畜場，汚物処理施設，ごみ焼却場その他これらに類するもの（以下「工場等」という。）の用途に供する一の建築物以外の建築物<br>１件につき　15,700円 |
| | | | 工場等の用途に供する一の建築物<br>１件につき　3,920円 |
| | | 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 工場等の用途に供する一の建築物以外の建築物<br>１件につき　20,600円 |
| | | | 工場等の用途に供する一の建築物<br>１件につき　5,110円 |
| | | 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 工場等の用途に供する一の建築物以外の建築物<br>１件につき　26,100円 |
| | | | 工場等の用途に供する一の建築物<br>１件につき　6,540円 |
| | | 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 工場等の用途に供する一の建築物以外の建築物<br>１件につき　34,200円 |
| | | | 工場等の用途に供する一の建築物<br>１件につき　8,530円 |
| | | 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 工場等の用途に供する一の建築物以外の建築物<br>１件につき　39,800円 |
| | | | 工場等の用途に供する一 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | の建築物<br>１件につき　　9,970円 |
| | | 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | 工場等の用途に供する一の建築物以外の建築物<br>１件につき　　46,300円 |
| | | | 工場等の用途に供する一の建築物<br>１件につき　　11,500円 |
| | | 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの | 工場等の用途に供する一の建築物以外の建築物<br>１件につき　　51,600円 |
| | | | 工場等の用途に供する一の建築物<br>１件につき　　12,900円 |
| 建築基準法第８７条の４において準用する同法第７条第１項又は第１８条第２０項の規定に基づく建築設備の完了検査申請等手数料 | | | 一の建築設備（昇降機にあっては，１基）につき<br>17,500円 |
| 建築基準法第８８条第１項又は第２項において準用する同法第７条第１項又は第１８条第２０項の規定に基づく工作物の完了検査申請等手数料 | | | 一の工作物につき<br>13,100円 |

」に，

「第１８条第１９項」を「第１８条第２８項」に，

「

| | |
|---|---|
| | １件につき　　10,000円 |
| | １件につき　　12,900円 |
| | １件につき　　15,800円 |
| 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの | １件につき　　20,700円 |

」を

「

| |
|---|
| １件につき　　13,700円 |

| | |
|---|---|
| | １件につき　　16,900円 |
| | １件につき　　20,000円 |
| 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの | １件につき　　25,600円 |
| 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの | １件につき　　29,900円 |

」に，「３３，５００円」を「３９，２００円」に，「４４，２００円」を「５０，７００円」に，

「

| |
|---|
| １件につき　　107,000円 |
| １件につき　　166,000円 |

」を「

| |
|---|
| １件につき　　118,000円 |
| １件につき　　181,000円 |

」に，「３２４，０００円」を「３５１，０００円」に，「第１８条第２４項第１号」を「第１８条第３８項第１号」に，「建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）」を「建築基準法施行令」に，「（平成２７年法律第５３号）第１５条第１項」を「第１４条第１項」に，「共同住宅等（共同住宅，長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）」を「共同住宅等」に，

「

| | | | |
|---|---|---|---|
| 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１２条第１項又は第１３条第２項の規定に基づく建築物エネ | （摘要）<br>１　右欄の１及び２の床面積の合計は，エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除いた部分の床面積について算定する。 | １　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第１号イに適合している旨の判定を申請し，又は計画を通知する場合　次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性の判定に係る申請又は通知に係る１棟の建築物の非住宅部分（増築又は改築の場合にあっては，当該増築又は改築に係る部分に限る。以下この項及び次項において同じ。）の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める金額 | |
| | | 床面積の合計が300平方メートル以内の | １棟につき　　213,000円 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ルギー消費性能適合性判定手数料 | | もの | |
| | | 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 1棟につき　292,000円 |
| | | 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 1棟につき　373,000円 |
| | | 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 1棟につき　525,000円 |
| | | 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 1棟につき　642,000円 |
| | | 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | 1棟につき　758,000円 |
| | | 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの | 1棟につき　862,000円 |
| | | 2　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し，又は計画を通知する場合　次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性の判定に係る申請又は通知に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める金額 | |
| | | 床面積の合計が300平方メートル以内のもの | 1棟につき　80,900円 |
| | | 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 1棟につき　111,000円 |
| | | 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 1棟につき　144,000円 |
| | | 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 1棟につき　227,000円 |
| | | 床面積の合計が | 1棟につき　294,000円 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | |
| | | 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | 1棟につき　352,000円 |
| | | 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの | 1棟につき　411,000円 |
| | | 3　1及び2に掲げる場合以外の判定を申請し，又は計画を通知する場合　次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性の判定に係る申請又は通知に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める金額 | |
| | | 床面積の合計が300平方メートル以内のもの | 1棟につき　10,200円 |
| | | 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 1棟につき　18,000円 |
| | | 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 1棟につき　28,900円 |
| | | 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 1棟につき　86,400円 |
| | | 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 1棟につき　136,000円 |
| | | 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | 1棟につき　172,000円 |
| | | 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの | 1棟につき　215,000円 |
| 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 | （摘要）<br>1　右欄の1及び2の床面積の合計は，エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除いた部分の床面積について算 | 1　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定若しくは変更後も同号イに適合している旨を証する書面の交付を申請し，又は計画を通知する場合　次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性の判定に係る申請又は通 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第１２条第２項若しくは第１３条第３項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成２８年国土交通省令第５号）第１１条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付手数料 | 定する。 | 知に係る１棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める金額 | |
| | | 床面積の合計が300平方メートル以内のもの | １棟につき　110,000円 |
| | | 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | １棟につき　153,000円 |
| | | 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | １棟につき　198,000円 |
| | | 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | １棟につき　297,000円 |
| | | 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | １棟につき　376,000円 |
| | | 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | １棟につき　448,000円 |
| | | 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの | １棟につき　517,000円 |
| | | ２　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第１号ロに適合している旨の判定若しくは変更後も同号ロに適合している旨を証する書面の交付を申請し，又は計画を通知する場合　次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性の判定に係る申請又は通知に係る１棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める金額 | |
| | | 床面積の合計が300平方メートル以内のもの | １棟につき　44,500円 |
| | | 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | １棟につき　62,700円 |
| | | 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方 | １棟につき　83,700円 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | メートル以内のもの | |
| | | 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 1棟につき　148,000円 |
| | | 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 1棟につき　201,000円 |
| | | 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | 1棟につき　245,000円 |
| | | 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの | 1棟につき　291,000円 |
| | | 3　1及び2に掲げる場合以外の判定若しくは書面の交付を申請し，又は計画を通知する場合　次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性の判定に係る申請又は通知に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める金額 | |
| | | 床面積の合計が300平方メートル以内のもの | 1棟につき　10,200円 |
| | | 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 1棟につき　18,000円 |
| | | 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 1棟につき　28,900円 |
| | | 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 1棟につき　86,400円 |
| | | 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 1棟につき　136,000円 |
| | | 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | 1棟につき　172,000円 |
| | | 床面積の合計が25,000平方メートル | 1棟につき　215,000円 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | を超えるもの | |

」を

「

| | | | |
|---|---|---|---|
| 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１１条第１項又は第１２条第２項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 | （摘要）<br>１　床面積の合計は，増築又は改築をする場合にあっては，当該増築又は改築をする部分の床面積について算定する。<br>２　複合建築物の判定を申請し，又は計画を通知する場合は，右欄の１又は２及び３，４又は５に規定する金額を合計した金額とする。 | １　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イ⑴及びロ⑴に適合している旨又は同号ただし書の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた旨の判定を申請し，又は計画を通知する場合　次に掲げる場合の区分に応じ，それぞれ次に定める金額 | |
| | | ⑴　一戸建ての住宅の場合　次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性の判定の申請又は通知に係る一戸建ての住宅の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める金額 | |
| | | 床面積の合計が200平方メートル以内のもの | １件につき　36,600円 |
| | | 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの | １件につき　41,300円 |
| | | ⑵　共同住宅等の用途に供する一の建築物の場合　次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性の判定の申請又は通知に係る共同住宅等の用途に供する一の建築物の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める金額 | |
| | | 床面積の合計が300平方メートル以内のもの | １件につき　71,000円 |
| | | 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | １件につき　118,000円 |
| | | 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | １件につき　200,000円 |
| | | 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの | １件につき　286,000円 |
| | | ２　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イ⑴及びロ⑵又はイ⑵及びロ⑴に適合している旨の判定を申請し，又は計画を通知する場合　次に掲げる場合の区分に応じ，それぞれ次に定める金額 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | ⑴　一戸建ての住宅の場合　次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性の判定の申請又は通知に係る一戸建ての住宅の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める金額 | |
| | | 床面積の合計が200平方メートル以内のもの | 1件につき　26,900円 |
| | | 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの | 1件につき　30,100円 |
| | | ⑵　共同住宅等の用途に供する一の建築物の場合　次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性の判定の申請又は通知に係る共同住宅等の用途に供する一の建築物の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める金額 | |
| | | 床面積の合計が300平方メートル以内のもの | 1件につき　52,000円 |
| | | 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 1件につき　87,400円 |
| | | 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 1件につき　151,000円 |
| | | 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの | 1件につき　219,000円 |
| | | 3　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに適合している旨又は同号ただし書の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた旨の判定を申請し，又は計画を通知する場合（工場等のみの用途に供する一の建築物に係る判定を申請し，又は計画を通知する場合を除く。）　次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性の判定の申請又は通知に係る一の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める金額 | |
| | | 床面積の合計が300平方メートル以内のもの | 1件につき　225,000円 |
| | | 床面積の合計が300 | 1件につき　307,000円 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | |
| | | 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 1件につき　393,000円 |
| | | 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 1件につき　554,000円 |
| | | 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 1件につき　678,000円 |
| | | 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | 1件につき　800,000円 |
| | | 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの | 1件につき　909,000円 |
| | | ４　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第１号ロに適合している旨の判定を申請し，又は計画を通知する場合（工場等のみの用途に供する一の建築物に係る判定を申請し，又は計画を通知する場合を除く。）　次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性の判定の申請又は通知に係る一の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める金額 | |
| | | 床面積の合計が300平方メートル以内のもの | 1件につき　85,400円 |
| | | 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 1件につき　116,000円 |
| | | 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 1件につき　152,000円 |
| | | 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 1件につき　240,000円 |
| | | 床面積の合計が5,000平方メートル | 1件につき　310,000円 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | を超え10,000平方メートル以内のもの | |
| | | 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | 1件につき　371,000円 |
| | | 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの | 1件につき　433,000円 |
| | | 5　3及び4に掲げる場合以外の住宅以外の用途に供する一の建築物について判定を申請し，又は計画を通知する場合　次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性の判定の申請又は通知に係る一の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める金額 | |
| | | 床面積の合計が300平方メートル以内のもの | 1件につき　10,700円 |
| | | 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 1件につき　18,900円 |
| | | 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 1件につき　30,500円 |
| | | 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 1件につき　91,100円 |
| | | 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 1件につき　144,000円 |
| | | 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | 1件につき　182,000円 |
| | | 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの | 1件につき　227,000円 |
| 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 | （摘要）<br>1　床面積の合計は，増築又は改築をする場合にあっては，当該増築又は改築をする部分の床面積について算定する。 | 1　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨若しくは同号ただし書の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確 | |

| | | |
|---|---|---|
| 第１１条第２項若しくは第１２条第３項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第１３条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付手数料 | ２　複合建築物の判定若しくは書面の交付を申請し，又は計画を通知する場合は，右欄の１又は２及び３，４又は５に規定する金額を合計した金額とする。 | かめられた旨の判定若しくは変更後も同号イ⑴及びロ⑴に適合している旨を証する書面の交付を申請し，又は計画を通知する場合　次に掲げる場合の区分に応じ，それぞれ次に定める金額 |

| ⑴　一戸建ての住宅の場合　次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性の判定の申請又は通知に係る一戸建ての住宅の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める金額 | |
|---|---|
| 床面積の合計が200平方メートル以内のもの | １件につき　20,500円 |
| 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの | １件につき　22,800円 |

| ⑵　共同住宅等の用途に供する一の建築物の場合　次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性の判定の申請又は通知に係る共同住宅等の用途に供する一の建築物の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める金額 | |
|---|---|
| 床面積の合計が300平方メートル以内のもの | １件につき　39,900円 |
| 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | １件につき　68,600円 |
| 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | １件につき　121,000円 |
| 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの | １件につき　180,000円 |

| ２　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イ⑴及びロ⑵若しくはイ⑵及びロ⑴に適合している旨の判定若しくは変更後も同号イ⑴及びロ⑵若しくはイ⑵及びロ⑴に適合している旨を証する書面の交付を申請し，又は計画を通知する場合　次に掲げる場合の区分に応じ，それぞれ次に定める金額 | |
|---|---|
| ⑴　一戸建ての住宅の場合　次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性の判定の申請又は通知に係る一戸建ての住宅の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める金額 | |

| | |
|---|---|
| 床面積の合計が200平方メートル以内のもの | 1件につき　15,600円 |
| 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの | 1件につき　17,200円 |
| ⑵　共同住宅等の用途に供する一の建築物の場合　次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性の判定の申請又は通知に係る共同住宅等の用途に供する一の建築物の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める金額 | |
| 床面積の合計が300平方メートル以内のもの | 1件につき　30,300円 |
| 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 1件につき　53,000円 |
| 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 1件につき　96,300円 |
| 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの | 1件につき　147,000円 |
| 3　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに適合している旨若しくは同号ただし書の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた旨の判定若しくは変更後も同号イに適合している旨を証する書面の交付を申請し，又は計画を通知する場合（工場等のみの用途に供する一の建築物に係る判定若しくは書面の交付を申請し，又は計画を通知する場合を除く。）　次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性の判定の申請又は通知に係る一の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める金額 | |
| 床面積の合計が300平方メートル以内のもの | 1件につき　117,000円 |
| 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 1件につき　161,000円 |

| | |
|---|---|
| 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 1件につき　208,000円 |
| 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 1件につき　313,000円 |
| 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 1件につき　396,000円 |
| 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | 1件につき　472,000円 |
| 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの | 1件につき　545,000円 |
| 4　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定若しくは変更後も同号ロに適合している旨を証する書面の交付を申請し，又は計画を通知する場合（工場等のみの用途に供する一の建築物に係る判定若しくは書面の交付を申請し，又は計画を通知する場合を除く。）　次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性の判定の申請又は通知に係る一の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める金額 | |
| 床面積の合計が300平方メートル以内のもの | 1件につき　46,900円 |
| 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 1件につき　65,800円 |
| 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 1件につき　88,300円 |
| 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 1件につき　156,000円 |
| 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方 | 1件につき　212,000円 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | メートル以内のもの | |
| | | 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | １件につき　258,000円 |
| | | 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの | １件につき　307,000円 |
| | | ５　３及び４に掲げる場合以外の住宅以外の用途に供する一の建築物について判定若しくは書面の交付を申請し，又は計画を通知する場合　次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性の判定の申請又は通知に係る一の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める金額 | |
| | | 床面積の合計が300平方メートル以内のもの | １件につき　10,700円 |
| | | 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | １件につき　18,800円 |
| | | 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | １件につき　30,400円 |
| | | 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | １件につき　91,000円 |
| | | 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | １件につき　144,000円 |
| | | 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | １件につき　182,000円 |
| | | 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの | １件につき　227,000円 |

」に，「第３４条第１項」を「第２９条第１項」に，「第３５条第２項」を「第３０条第２項」に，「第３４条第３項各号」を「第２９条第３項各号」に，「金額（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１５条第１項」を「金額（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関

する法律第１４条第１項」に，「第３５条第１項各号」を「第３０条第１項各号」に，「第３６条第１項」を「第３１条第１項」に，「第３６条第２項」を「第３１条第２項」に，「第３４条第３項に」を「第２９条第３項に」に改め，

「

| | | | |
|---|---|---|---|
| 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第４１条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料 | （摘要）<br>１　住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は，それぞれの部分につき右欄の１又は２及び５又は６に規定する金額を合計した金額とする。<br>２　共同住宅の用途に供する部分及び住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は，それぞれの部分につき右欄の３又は４及び５又は６に規定する金額を合計した金額とする。 | １　住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合　次に掲げる建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に係る１棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める金額 | |
| | | 床面積の合計が200平方メートル以内のもの | １棟につき　　33,800円（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１５条第１項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項の登録住宅性能評価機関から建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第４１条第１項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書面（以下この項において「適合証」という。）の交付を受けた場合にあっては，7,010円） |
| | | 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの | １棟につき　　38,200円（適合証の交付を受けた場合にあっては，7,010円） |
| | | ２　住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に適合している旨の認定を申請する場合　次に掲げる建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に係る１棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める金額 | |
| | | 床面積の合計が200平方メートル以内のもの | １棟につき　　16,500円（適合証の交付を受けた場合にあっては，7,010円） |
| | | 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの | １棟につき　　18,000円（適合証の交付を受けた場合にあっては，7,010円） |

| | |
|---|---|
| ３　共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合　次に掲げる建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に係る１棟の建築物の床面積（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第５条第３項第２号に規定する住宅にあっては，共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める金額 | |
| 床面積の合計が300平方メートル以内のもの | １棟につき　　65,500円（適合証の交付を受けた場合にあっては，10,400円） |
| 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | １棟につき　　109,000円（適合証の交付を受けた場合にあっては，22,400円） |
| 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | １棟につき　　185,000円（適合証の交付を受けた場合にあっては，50,100円） |
| 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの | １棟につき　　264,000円（適合証の交付を受けた場合にあっては，89,700円） |
| ４　共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に適合している旨の認定を申請する場合　次に掲げる建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に係る１棟の建築物の床面積（同令第１条第１項第２号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合であって，当該建築物が同令第５条第３項第２号に規定する住宅であるとき及び同令第１条第１項第２号イ(3)及びロ(3)に適合している旨の認定を申請する場合にあっては，共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める金額 | |
| 床面積の合計が300平方メートル以内のもの | １棟につき　　30,400円（適合証の交付を受けた場合にあっては，10,600円） |
| 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | １棟につき　　52,500円（適合証の交付を受けた場合にあっては，22,600円） |
| 床面積の合計が2,000平方メートル | １棟につき　　94,300円（適合証の交付を受けた |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | を超え5,000平方メートル以内のもの | 場合にあっては，50,200円） |
| | | 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの | １棟につき　141,000円（適合証の交付を受けた場合にあっては，89,900円） |
| | | ５　住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第１号イに適合している旨の認定を申請する場合　次に掲げる建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に係る１棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める金額 | |
| | | 床面積の合計が300平方メートル以内のもの | １棟につき　213,000円（適合証の交付を受けた場合にあっては，10,200円） |
| | | 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | １棟につき　295,000円（適合証の交付を受けた場合にあっては，18,300円） |
| | | 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | １棟につき　376,000円（適合証の交付を受けた場合にあっては，29,300円） |
| | | 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | １棟につき　529,000円（適合証の交付を受けた場合にあっては，87,800円） |
| | | 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | １棟につき　647,000円（適合証の交付を受けた場合にあっては，138,000円） |
| | | 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | １棟につき　763,000円（適合証の交付を受けた場合にあっては，175,000円） |
| | | 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの | １棟につき　867,000円（適合証の交付を受けた場合にあっては，219,000円） |
| | | ６　住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第１号ロに適合している旨の認定を申請する場合　次に掲げる建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に係る１棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める金額 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 床面積の合計が300平方メートル以内のもの | １棟につき　80,900円（適合証の交付を受けた場合にあっては，10,200円） |
| | | 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | １棟につき　112,000円（適合証の交付を受けた場合にあっては，18,300円） |
| | | 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | １棟につき　145,000円（適合証の交付を受けた場合にあっては，29,300円） |
| | | 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | １棟につき　229,000円（適合証の交付を受けた場合にあっては，87,800円） |
| | | 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | １棟につき　295,000円（適合証の交付を受けた場合にあっては，138,000円） |
| | | 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | １棟につき　354,000円（適合証の交付を受けた場合にあっては，175,000円） |
| | | 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの | １棟につき　413,000円（適合証の交付を受けた場合にあっては，219,000円） |

」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の旭川市手数料条例別表の規定は，令和７年４月１日以後の申請又は通知に係る手数料について適用し，同日前の申請又は通知に係る手数料については，なお従前の例による。

（説　明）

建築基準法等の一部改正等に伴い，旭川市手数料条例の一部を改正しようとするものである。

６・４定　　議案第　９　号

旭川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和６年１２月５日提出

旭川市長　今　津　寛　介

旭川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

旭川市建築基準法施行条例（昭和４４年旭川市条例第４５号）の一部を次のように改正する。

第１８条第１項中「で，同項の表の㈡に該当するものは㈢」を「については，規則で定めるところ」に改め，同条第２項中「で，同項の表２の第４３条第１項の表の㈡に掲げる建築物に該当する建築物にあつては，同表の第４３条第１項の表の㈠又は㈢に掲げる建築物の当該欄に掲げる数値」を「については，規則で定めるところ」に改める。

第１９条を次のように改める。

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第１９条　法第３条第２項の規定により前条各項の規定の適用を受けない建築物について増築又は改築をする場合における当該増築又は改築に係る部分以外の部分の柱の小径及び軸組については，構造耐力上支障がないものとして市長が定める基準に該当するときは，同条各項の規定は，適用しない。

附　則

１　この条例は，令和７年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の日から起算して１年を経過する日までにその工事に着手する地階を除く階数が２以下，高さが１３メートル以下及び軒の高さが９メートル以下の木造の建築物（延べ面積が３００平方メートルを超えるものを除く。）については，この条例による改正後の旭川市建築基準法施行条例第１８条に規定する基準によることとするための設計の変更に時

間を要することその他の事由により，当該基準により難いと認められる場合においては，この条例による改正前の旭川市建築基準法施行条例第１８条に規定する基準によることができる。

（説　明）

建築基準法施行令等の一部改正に伴い，旭川市建築基準法施行条例の一部を改正しようとするものである。

６・４定　　議案第　１０　号

旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の
基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和６年１２月５日提出

旭川市長　今　津　寛　介

旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の
基準に関する条例の一部を改正する条例

旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年旭川市条例第５１号）の一部を次のように改正する。

附則第４項中「１０年間」を「１２年間」に改める。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

（説　明）

幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

６・４定　　議案第　１１　号

# 契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので，議会の議決を求める。

令和６年１２月５日提出

旭川市長　今　津　寛　介

１　業　務　名　　令和６年度学校施設冷房設備設置業務（その１０）

２　契 約 金 額　　１６４，８９０，０００円

３　契約の相手方　　旭川市神楽岡１２条６丁目３番１７号
エーピーテクノ株式会社

４　契 約 の 方 法　　指名競争入札

６・４定　　議案第　１２　号

# 和解について

旭川簡易裁判所令和●年（●）第●●号損害賠償請求事件について，次のとおり和解を成立させる。

令和６年１２月５日提出

旭川市長　今　津　寛　介

１　和解の相手方（原告）

●●●●●●●●●●●

●　　●　●

２　和解条項

⑴　被告は，原告に対し，本件損害賠償金として３万９９９６円の支払義務があることを認める。

⑵　被告は，原告に対し，⑴の金員を令和７年１月末日限り，原告指定口座に振り込む方法により支払う。なお，振込手数料は被告の負担とする。

⑶　原告は，その余の請求を放棄する。

⑷　原告及び被告は，原告と被告との間には，本件に関し，この和解条項に定めるもののほかに，何らの債権債務がないことを相互に確認する。

⑸　訴訟費用は各自の負担とする。

６・４定　　議案第　１３　号

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

鷹栖町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和６年１２月５日提出

旭川市長　今　津　寛　介

# 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と鷹栖町（以下「乙」という。）は，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第４項の規定によりその例によることとされる同条第１項の規定に基づき，連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表１の⑶の表就業マッチング促進事業の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 就業マッチング促進事業 | 取組の内容 | 圏域における産業の担い手不足の解消を図るため，旭川圏トライアルワーク推進協議会を始めとした関係機関と連携し，圏域の求職者に対する実践的な就労体験の実施，圏域の企業に係る情報提供の充実，企業と学生等とのコミュニケーションの場の創出等により，求職者と企業とのマッチング機会を提供する。 |
| | 甲の役割 | 甲が参加する旭川圏トライアルワーク推進協議会を始めとした関係機関との連携や連絡調整を行う。<br>甲の区域内の企業及び住民に対し，当該事業及び圏域の企業に関する情報を提供する。 |
| | 乙の役割 | 旭川圏トライアルワーク推進協議会にオブザーバーとして参加する。<br>乙の区域内の企業及び住民に対し，当該事業及び圏域の企業に関する情報を提供する。 |

別表３の⑴のウの表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 公立大学法人旭川市立大学の活用による連携の推進 | 取組の内容 | 地域が求める人材を育成し，圏域の活性化を図るため，公立大学法人旭川市立大学が有する教育資源の活用による連携を推進し，産学官金連携事業，高大連携事業，生涯学習事業，各種講演会等を実施する。 |
| | 甲の役割 | 乙に対し，甲及び公立大学法人旭川市立大学が実施する取組に関する情報提供や協力依頼を行う。 |
| | 乙の役割 | 乙の住民に対し，甲及び公立大学法人旭川市立大学が実施する取組に関する情報を提供するなどの協力を行う。 |

別表３の⑴のエの表企業誘致推進事業の項中「旭川地域産業活性化協議会」を「旭川市企業誘致推進協議会」に改める。

この協約の締結を証するため，本書２通を作成し，甲及び乙が記名押印の上，各自その１通を保有する。

令和　年　　月　　日

旭川市７条通９丁目４８番地

甲　旭川市

旭川市長

上川郡鷹栖町南１条３丁目５番１号

乙　鷹栖町

鷹栖町長

６・４定　　議案第　１４　号

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

東神楽町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和６年１２月５日提出

旭川市長　今　津　寛　介

# 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と東神楽町（以下「乙」という。）は，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第４項の規定によりその例によることとされる同条第１項の規定に基づき，連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表１の⑶の表就業マッチング促進事業の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 就業マッチング促進事業 | 取組の内容 | 圏域における産業の担い手不足の解消を図るため，旭川圏トライアルワーク推進協議会を始めとした関係機関と連携し，圏域の求職者に対する実践的な就労体験の実施，圏域の企業に係る情報提供の充実，企業と学生等とのコミュニケーションの場の創出等により，求職者と企業とのマッチング機会を提供する。 |
| | 甲の役割 | 甲が参加する旭川圏トライアルワーク推進協議会を始めとした関係機関との連携や連絡調整を行う。<br>甲の区域内の企業及び住民に対し，当該事業及び圏域の企業に関する情報を提供する。 |
| | 乙の役割 | 旭川圏トライアルワーク推進協議会にオブザーバーとして参加する。<br>乙の区域内の企業及び住民に対し，当該事業及び圏域の企業に関する情報を提供する。 |

別表３の⑴のウの表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 公立大学法人旭川市立大学の活用による連携の推進 | 取組の内容 | 地域が求める人材を育成し，圏域の活性化を図るため，公立大学法人旭川市立大学が有する教育資源の活用による連携を推進し，産学官金連携事業，高大連携事業，生涯学習事業，各種講演会等を実施する。 |
| | 甲の役割 | 乙に対し，甲及び公立大学法人旭川市立大学が実施する取組に関する情報提供や協力依頼を行う。 |
| | 乙の役割 | 乙の住民に対し，甲及び公立大学法人旭川市立大学が実施する取組に関する情報を提供するなどの協力を行う。 |

別表３の⑴のエの表企業誘致推進事業の項中「旭川地域産業活性化協議会」を「旭川市企業誘致推進協議会」に改める。

この協約の締結を証するため，本書２通を作成し，甲及び乙が記名押印の上，各自その１通を保有する。

令和　年　　月　　日

旭川市７条通９丁目４８番地

甲　旭川市

旭川市長

上川郡東神楽町南１条西１丁目３番２号

乙　東神楽町

東神楽町長

６・４定　　議案第　１５　号

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

当麻町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和６年１２月５日提出

旭川市長　今　津　寛　介

# 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と当麻町（以下「乙」という。）は，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第４項の規定によりその例によることとされる同条第１項の規定に基づき，連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表１の⑶の表就業マッチング促進事業の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 就業マッチング促進事業 | 取組の内容 | 圏域における産業の担い手不足の解消を図るため，旭川圏トライアルワーク推進協議会を始めとした関係機関と連携し，圏域の求職者に対する実践的な就労体験の実施，圏域の企業に係る情報提供の充実，企業と学生等とのコミュニケーションの場の創出等により，求職者と企業とのマッチング機会を提供する。 |
| | 甲の役割 | 甲が参加する旭川圏トライアルワーク推進協議会を始めとした関係機関との連携や連絡調整を行う。<br>甲の区域内の企業及び住民に対し，当該事業及び圏域の企業に関する情報を提供する。 |
| | 乙の役割 | 旭川圏トライアルワーク推進協議会にオブザーバーとして参加する。<br>乙の区域内の企業及び住民に対し，当該事業及び圏域の企業に関する情報を提供する。 |

別表３の⑴のウの表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 公立大学法人旭川市立大学の活用による連携の推進 | 取組の内容 | 地域が求める人材を育成し，圏域の活性化を図るため，公立大学法人旭川市立大学が有する教育資源の活用による連携を推進し，産学官金連携事業，高大連携事業，生涯学習事業，各種講演会等を実施する。 |
| | 甲の役割 | 乙に対し，甲及び公立大学法人旭川市立大学が実施する取組に関する情報提供や協力依頼を行う。 |
| | 乙の役割 | 乙の住民に対し，甲及び公立大学法人旭川市立大学が実施する取組に関する情報を提供するなどの協力を行う。 |

この協約の締結を証するため，本書２通を作成し，甲及び乙が記名押印の上，各自その１通を保有する。

令和　年　　月　　日

旭川市７条通９丁目４８番地
甲　旭川市
旭川市長

上川郡当麻町３条東２丁目１１番１号
乙　当麻町
当麻町長

６・４定　　議案第　１６　号

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

比布町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和６年１２月５日提出

旭川市長　今　津　寛　介

# 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と比布町（以下「乙」という。）は，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第４項の規定によりその例によることとされる同条第１項の規定に基づき，連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表１の⑶の表就業マッチング促進事業の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 就業マッチング促進事業 | 取組の内容 | 圏域における産業の担い手不足の解消を図るため，旭川圏トライアルワーク推進協議会を始めとした関係機関と連携し，圏域の求職者に対する実践的な就労体験の実施，圏域の企業に係る情報提供の充実，企業と学生等とのコミュニケーションの場の創出等により，求職者と企業とのマッチング機会を提供する。 |
| | 甲の役割 | 甲が参加する旭川圏トライアルワーク推進協議会を始めとした関係機関との連携や連絡調整を行う。<br>甲の区域内の企業及び住民に対し，当該事業及び圏域の企業に関する情報を提供する。 |
| | 乙の役割 | 旭川圏トライアルワーク推進協議会にオブザーバーとして参加する。<br>乙の区域内の企業及び住民に対し，当該事業及び圏域の企業に関する情報を提供する。 |

別表３の⑴のウの表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 公立大学法人旭川市立大学の活用による連携の推進 | 取組の内容 | 地域が求める人材を育成し，圏域の活性化を図るため，公立大学法人旭川市立大学が有する教育資源の活用による連携を推進し，産学官金連携事業，高大連携事業，生涯学習事業，各種講演会等を実施する。 |
| | 甲の役割 | 乙に対し，甲及び公立大学法人旭川市立大学が実施する取組に関する情報提供や協力依頼を行う。 |
| | 乙の役割 | 乙の住民に対し，甲及び公立大学法人旭川市立大学が実施する取組に関する情報を提供するなどの協力を行う。 |

この協約の締結を証するため，本書２通を作成し，甲及び乙が記名押印の上，各自その１通を保有する。

令和　年　　月　　日

旭川市７条通９丁目４８番地

甲　旭川市

旭川市長

上川郡比布町北町１丁目２番１号

乙　比布町

比布町長

６・４定　　議案第　１７　号

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

愛別町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和６年１２月５日提出

旭川市長　今　津　寛　介

# 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と愛別町（以下「乙」という。）は，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第４項の規定によりその例によることとされる同条第１項の規定に基づき，連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表１の⑶の表就業マッチング促進事業の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 就業マッチング促進事業 | 取組の内容 | 圏域における産業の担い手不足の解消を図るため，旭川圏トライアルワーク推進協議会を始めとした関係機関と連携し，圏域の求職者に対する実践的な就労体験の実施，圏域の企業に係る情報提供の充実，企業と学生等とのコミュニケーションの場の創出等により，求職者と企業とのマッチング機会を提供する。 |
| | 甲の役割 | 甲が参加する旭川圏トライアルワーク推進協議会を始めとした関係機関との連携や連絡調整を行う。<br>甲の区域内の企業及び住民に対し，当該事業及び圏域の企業に関する情報を提供する。 |
| | 乙の役割 | 旭川圏トライアルワーク推進協議会にオブザーバーとして参加する。<br>乙の区域内の企業及び住民に対し，当該事業及び圏域の企業に関する情報を提供する。 |

別表３の⑴のウの表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 公立大学法人旭川市立大学の活用による連携の推進 | 取組の内容 | 地域が求める人材を育成し，圏域の活性化を図るため，公立大学法人旭川市立大学が有する教育資源の活用による連携を推進し，産学官金連携事業，高大連携事業，生涯学習事業，各種講演会等を実施する。 |
| | 甲の役割 | 乙に対し，甲及び公立大学法人旭川市立大学が実施する取組に関する情報提供や協力依頼を行う。 |
| | 乙の役割 | 乙の住民に対し，甲及び公立大学法人旭川市立大学が実施する取組に関する情報を提供するなどの協力を行う。 |

この協約の締結を証するため，本書２通を作成し，甲及び乙が記名押印の上，各自その１通を保有する。

令和　年　　月　　日

旭川市７条通９丁目４８番地
甲　旭川市
旭川市長

上川郡愛別町字本町１７９番地
乙　愛別町
愛別町長

６・４定　　議案第　１８　号

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

上川町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和６年１２月５日提出

旭川市長　今　津　寛　介

# 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と上川町（以下「乙」という。）は，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第４項の規定によりその例によることとされる同条第１項の規定に基づき，連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表１の⑶の表就業マッチング促進事業の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 就業マッチング促進事業 | 取組の内容 | 圏域における産業の担い手不足の解消を図るため，旭川圏トライアルワーク推進協議会を始めとした関係機関と連携し，圏域の求職者に対する実践的な就労体験の実施，圏域の企業に係る情報提供の充実，企業と学生等とのコミュニケーションの場の創出等により，求職者と企業とのマッチング機会を提供する。 |
| | 甲の役割 | 甲が参加する旭川圏トライアルワーク推進協議会を始めとした関係機関との連携や連絡調整を行う。<br>甲の区域内の企業及び住民に対し，当該事業及び圏域の企業に関する情報を提供する。 |
| | 乙の役割 | 旭川圏トライアルワーク推進協議会にオブザーバーとして参加する。<br>乙の区域内の企業及び住民に対し，当該事業及び圏域の企業に関する情報を提供する。 |

別表３の⑴のウの表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 公立大学法人旭川市立大学の活用による連携の推進 | 取組の内容 | 地域が求める人材を育成し，圏域の活性化を図るため，公立大学法人旭川市立大学が有する教育資源の活用による連携を推進し，産学官金連携事業，高大連携事業，生涯学習事業，各種講演会等を実施する。 |
| | 甲の役割 | 乙に対し，甲及び公立大学法人旭川市立大学が実施する取組に関する情報提供や協力依頼を行う。 |
| | 乙の役割 | 乙の住民に対し，甲及び公立大学法人旭川市立大学が実施する取組に関する情報を提供するなどの協力を行う。 |

この協約の締結を証するため，本書２通を作成し，甲及び乙が記名押印の上，各自その１通を保有する。

令和　年　　月　　日

旭川市７条通９丁目４８番地
甲　旭川市
旭川市長

上川郡上川町南町１８０番地
乙　上川町
上川町長

６・４定　　議案第　１９　号

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

東川町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和６年１２月５日提出

旭川市長　今　津　寛　介

# 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と東川町（以下「乙」という。）は，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第４項の規定によりその例によることとされる同条第１項の規定に基づき，連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表１の⑶の表就業マッチング促進事業の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 就業マッチング促進事業 | 取組の内容 | 圏域における産業の担い手不足の解消を図るため，旭川圏トライアルワーク推進協議会を始めとした関係機関と連携し，圏域の求職者に対する実践的な就労体験の実施，圏域の企業に係る情報提供の充実，企業と学生等とのコミュニケーションの場の創出等により，求職者と企業とのマッチング機会を提供する。 |
| | 甲の役割 | 甲が参加する旭川圏トライアルワーク推進協議会を始めとした関係機関との連携や連絡調整を行う。<br>甲の区域内の企業及び住民に対し，当該事業及び圏域の企業に関する情報を提供する。 |
| | 乙の役割 | 旭川圏トライアルワーク推進協議会にオブザーバーとして参加する。<br>乙の区域内の企業及び住民に対し，当該事業及び圏域の企業に関する情報を提供する。 |

別表３の⑴のウの表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 公立大学法人旭川市立大学の活用による連携の推進 | 取組の内容 | 地域が求める人材を育成し，圏域の活性化を図るため，公立大学法人旭川市立大学が有する教育資源の活用による連携を推進し，産学官金連携事業，高大連携事業，生涯学習事業，各種講演会等を実施する。 |
| | 甲の役割 | 乙に対し，甲及び公立大学法人旭川市立大学が実施する取組に関する情報提供や協力依頼を行う。 |
| | 乙の役割 | 乙の住民に対し，甲及び公立大学法人旭川市立大学が実施する取組に関する情報を提供するなどの協力を行う。 |

別表３の⑴のエの表企業誘致推進事業の項中「旭川地域産業活性化協議会」を「旭川市企業誘致推進協議会」に改める。

この協約の締結を証するため，本書２通を作成し，甲及び乙が記名押印の上，各自その１通を保有する。

令和　年　　月　　日

旭川市７条通９丁目４８番地

甲　旭川市

旭川市長

上川郡東川町東町１丁目１６番１号

乙　東川町

東川町長

６・４定　　議案第　２０　号

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

美瑛町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を次のように変更する。

令和６年１２月５日提出

旭川市長　今　津　寛　介

# 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と美瑛町（以下「乙」という。）は，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第４項の規定によりその例によることとされる同条第１項の規定に基づき，連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表１の⑶の表就業マッチング促進事業の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 就業マッチング促進事業 | 取組の内容 | 圏域における産業の担い手不足の解消を図るため，旭川圏トライアルワーク推進協議会を始めとした関係機関と連携し，圏域の求職者に対する実践的な就労体験の実施，圏域の企業に係る情報提供の充実，企業と学生等とのコミュニケーションの場の創出等により，求職者と企業とのマッチング機会を提供する。 |
| | 甲の役割 | 甲が参加する旭川圏トライアルワーク推進協議会を始めとした関係機関との連携や連絡調整を行う。<br>甲の区域内の企業及び住民に対し，当該事業及び圏域の企業に関する情報を提供する。 |
| | 乙の役割 | 旭川圏トライアルワーク推進協議会にオブザーバーとして参加する。<br>乙の区域内の企業及び住民に対し，当該事業及び圏域の企業に関する情報を提供する。 |

別表３の⑴のウの表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 公立大学法人旭川市立大学の活用による連携の推進 | 取組の内容 | 地域が求める人材を育成し，圏域の活性化を図るため，公立大学法人旭川市立大学が有する教育資源の活用による連携を推進し，産学官金連携事業，高大連携事業，生涯学習事業，各種講演会等を実施する。 |
| | 甲の役割 | 乙に対し，甲及び公立大学法人旭川市立大学が実施する取組に関する情報提供や協力依頼を行う。 |
| | 乙の役割 | 乙の住民に対し，甲及び公立大学法人旭川市立大学が実施する取組に関する情報を提供するなどの協力を行う。 |

この協約の締結を証するため，本書２通を作成し，甲及び乙が記名押印の上，各自その１通を保有する。

令和　年　　月　　日

旭川市７条通９丁目４８番地

甲　旭川市

旭川市長

上川郡美瑛町本町４丁目６番１号

乙　美瑛町

美瑛町長

６・４定　　報告第　１　号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて，地方自治法第１８０条第１項の規定による長の専決処分事項の指定により，次のとおり専決処分したから，同条第２項の規定により報告する。

令和６年１２月５日提出

旭川市長　今　津　寛　介

| 整理番号 | 損害賠償の額（円） | 専決処分年月日 | 事故発生年月日及び場所 | 過失割合（％） |
|---|---|---|---|---|
| １ | ７６，４５０ | 令和６年１０月１５日 | 令和６年８月２９日<br>旭川市末広１条１０丁目 | 市　100 |
| ２ | ６１，８９０ | 令和６年１１月１５日 | 令和６年９月１１日<br>旭川市神居９条４丁目 | 市　100 |

６・４定　　報告第　２　号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて，地方自治法第１８０条第１項の規定による長の専決処分事項の指定により，次のとおり専決処分したから，同条第２項の規定により報告する。

令和６年１２月５日提出

旭川市長　今　津　寛　介

| 損害賠償の額 | 専決処分年月日 | 事故発生年月日<br>及　び　場　所 | 過失割合<br>（％） |
|---|---|---|---|
| ５５，０７０円 | 令和６年１０月１５日 | 令和６年８月１０日<br>旭川市豊岡３条３丁目 | 市　40<br>相手方　60 |

６・４定　　報告第　３　号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて，地方自治法第１８０条第１項の規定による長の専決処分事項の指定により，次のとおり専決処分したから，同条第２項の規定により報告する。

令和６年１２月５日提出

旭川市長　今　津　寛　介

| 損害賠償の額 | 専決処分年月日 | 事故発生年月日<br>及　び　場　所 | 過失割合 |
|---|---|---|---|
| ８８，８２５円 | 令和６年１０月１５日 | 令和６年９月２日<br>旭川市神楽岡１４条３丁目 | 市　　100％ |

６・４定　　報告第　４　号

専決処分の報告について

訴えの提起について，地方自治法第１８０条第１項の規定による長の専決処分事項の指定により，次のとおり専決処分したから，同条第２項の規定により報告する。

令和６年１２月５日提出

旭川市長　今　津　寛　介

| 訴えの相手方 | 請　求　の　趣　旨 | 専決処分<br>年　月　日 |
|---|---|---|
| ●●●●●●●●<br>●●<br>●　●　●●●<br>●●●●●●●●<br>●●●<br>●　●　●　●<br>●●●●●●●●<br>●●<br>●●●　●　● | 相手方らは，滞納家賃の連帯保証債務金１０６万１２９５円を支払え。<br>訴訟費用は，相手方らの負担とする。<br>との判決並びに仮執行の宣言を求める。 | 令和６年<br>11月15日 |